

処 分 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第108条の3の5第2項
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第2項（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 1 交通事故により下半身不隨となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 2 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画第二係（電話 0742-23-0110）
備 考：